

熊本県法人協会県北ブロックにおける農地中間管理事業活用検討会

- 平成 28 年 11 月 10 日（木）午後 4 時 15 分～午後 5 時 15 分
場所：（株）フジチク本社

- 検討議題

1 事業説明（公社から）

- ・ 昨年度の機構取り扱い面積は 1,894ha、一昨年と合わせると 2,000ha あまりの取り扱い面積となっている。
- ・ 県内の耕作面積からすれば、ほんの一握りに過ぎない。将来的に機構が農地を預かっただまま受け手を交換し集約を図るためには、今後も取り扱い面積を増やさないといけない。
- ・ 受け手のメリットは、将来的にまとまりのある農地を借りられること。また、賃料の支払い先が機構のみとなるので、手間がかからないなど。
- ・ 平成 27 年 11 月に公社と協会が農地中間管理事業活用に向けた協定を締結。
- ・ 協会員は、現に利用権を設定し耕作している農地について、できるだけ機構を経由した貸借契約とする。
- ・ 現に利用している農地を機構経由にする場合は、資料にあるような様式でエクセルシートに整理してあると、中間管理システム等に取り込め、合意解約書、貸付申込み書、利用権設定関係書類等を出力でき、手間が大幅に削減されるので、御協力をいただきたい。
- ・ 機構活用をする場合は、各法人が農地を借りている地主に、機構活用を促す説明をしてもらいたい。その際の説明資料も作成している（別紙）。
- ・ 機構では、県内 11 地域振興局等に駐在員を設置しているので、事業活用に係る相談は遠慮なくしていただきたい。

2 意見交換

- （会員）・ 中間管理事業を活用することで、補助事業のポイントが上がる。また、賃料の支払いも楽になると感じている。
 - ・ 荒れていた農地を全て貸すような場合、販売伝票などの売り上げを示す書類の必要性、数年前に相続が発生し農業をしていない相続人が貸し出す場合など、経営転換協力金の要件に合致するか確認したい。
- （機構）・ 協力金の要件は、地主が今まで耕作又は適正に管理していた農地を全て機構に貸し付け、マッチングされた場合。なお、28 年からは、国の協力金配分方法に対応した県の基準で、対象農地を今まで利用していた者が非担い手で、機構が転貸後に担

い手が利用することになった場合に支給対象となる。遊休農地であった場合は適正に管理していたことにはならない。

・販売伝票はなくても、適正に管理していたのであれば該当するかと思うが、書類を求める市町村もある。

・農業を行っていない相続人も協力金の対象となるが、この場合の相続人とは、協力金の交付を受ける年度または前年度に相続した者としている。

(会員) 九州農政局長との話し合いで、荒れた農地を利用しやすいようにする小規模な整備を行う事業があるとのことだったが、どのような事業か。実質負担はなしでできるように言われた。

(機構) 小規模な整備を行う事業であれば、耕作条件改善事業ではないかと思う。具体的には畔倒しや暗渠施行などを行う事業。機構との連携も要件の一つ。補助金は定額。最低限の事業規模があるので、市町村で確認してもらいたい。

遊休農地については、その所有者に今後の扱いに関する意向を確認することになる。

(会員) 機構が農地をまとめて借り上げ、整備したうえで貸すようなことはできないのか。

(機構) 現在、熊本県の機構では工事を行った事例はない。工事をするにしても、機構が負担した代金は賃料に上乗せになる。

(会員) 農地の所有権を交換した場合、減税メリットがあるようにしてもらいたい。ある市町村は認定農業者しか幹旋名簿に載せてくれないので、交換しようにも相手方のメリットがないので困っている。

(機構) 公社では両者から農地を買い上げ、それを両者に交換して売る手法をとっている。お互いが、幹旋名簿に載っていれば、両者が減税メリットを受けられる。幹旋名簿は認定農業者に限ったものではないが、市町村の考えでそのようになっている。農業会議、県にも報告するが、会員からも農業委員にお願いするなどしてみてもどうか。

(会員) 災害復旧のため、利用権を設定した農地を解約せざるを得なくなった。地主には補償はあるが、受け手には補償がない。経営の根幹を揺るがすほどの農地を取られた形である。受け手への補償も考えてもらわないと、経営が成り立たなくなる。

(機構) 既に農政局にも内容は伝わっていると思うが、会議等を通して要望したい。